

## 令和7年度国民健康保険税の納税通知書（決定通知書）の送付について

納税通知書（以下、通知書）を6月中旬に各世帯主あてに発送します

この通知書で、令和7年度国民健康保険税の年額や各納期の納付金額をお知らせします。

### 納税義務者は世帯主です

世帯主が国民健康保険に加入していなくても、同じ世帯に国民健康保険加入者がいる場合は、その世帯主が納税義務者となります。この場合の世帯主を擬制世帯主といいます。なお、国民健康保険税を算定する際には、擬制世帯主の所得は含めませんが、保険税の軽減判定の際には、擬制世帯主の所得を含めて計算し判定します。

### 普通徴収（口座振替または納付書払い）の初回（第1期）納期限は6月30日（月）です

口座振替の手続きをしている世帯については、通知書に記載された届出口座から各納期限に引き落としを行います。口座振替手続きをしていない世帯については、納付書を同封していますので、記載された納期限までに市指定金融機関、コンビニエンスストア、MMK設置店で納付してください。納付場所は納付書の裏面に記載しています。また「地方税統一QRコード（eL-QR）」が印刷された納付書は、スマホ決済アプリやインターネットバンキング等で納付ができるほか、納付書に記載されている市指定金融機関以外の全国の共通納税対応金融機関でも納付ができます。詳しくは地方税お支払サイトまたはeLTAXのウェブサイトでご確認ください。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの商標登録です。



### 令和7年度からの国民健康保険税の改正内容

「地方税お支払サイト」▶

○低所得世帯の法定軽減（均等割額および平等割額）の軽減判定所得が以下のとおり変更になりました。

| 軽減割合 | 令和6年度（改正前）                                            | 令和7年度（改正後）                                            |
|------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 7割   | 43万円+10万円×（給与所得者等（一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける方）の数-1）以下      | 変更なし                                                  |
| 5割   | 43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）+（29.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者の合計）以下 | 43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）+（30.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者の合計）以下 |
| 2割   | 43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）+（54.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者の合計）以下 | 43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）+（56万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者の合計）以下   |

○賦課限度額が以下のとおり引き上げられました。

| 区分        | 令和6年度（改正前） | 令和7年度（改正後）  |
|-----------|------------|-------------|
| 医療分       | 65万円       | 66万円（+1万円）  |
| 後期高齢者支援金分 | 24万円       | 26万円（+2万円）  |
| 介護納付金分    | 17万円       | 17万円（据置き）   |
| 合計        | 106万円      | 109万円（+3万円） |

### 年度の途中で加入・脱退や、一定の年齢となった場合の国民健康保険税について

- 年度の途中で益田市国民健康保険に加入した場合は、加入月からの月数分を算定して通知します。
- 年度の途中で益田市国民健康保険を脱退した場合は、脱退月の前月分までを算定して通知します。
- 年度の途中で40歳に達する場合は、40歳の誕生日の前日が属する月からの介護納付金分の国民健康保険税を納めていただきます。40歳の誕生日以降に介護納付金分を含んだ変更決定通知書を送付します。
- 年度の途中で65歳に達する場合は、65歳の誕生日の前日が属する月の前月までの介護納付金分の国民健康保険税を算定して通知します。

※65歳の誕生日の属する月以降は、国民健康保険税とは別に介護保険料を納めていただきます。介護保険料については、別途、高齢者福祉課から通知されます。

- 年度の途中で75歳に達する場合は、75歳の誕生日の当日から後期高齢者医療制度に移行するため、誕生日の属する月以降は後期高齢者医療保険料を納めていただきます。国民健康保険税については、75歳の誕生日が属する月の前月分までを算定して通知します。

※後期高齢者医療保険料については、別途、保険課保健・年金係から通知されます。

### 申告はお済みですか？所得がなかった場合も申告が必要です

市県民税・所得税の申告が必要な方が申告していない場合は所得が把握できないため、国民健康保険税の軽減判定ができません。令和6年中に所得がなかった場合でも、税務課市民税係で申告してください。

※令和7年1月1日時点で益田市にお住まいでなかった方は、1月1日時点の住所地の申告担当窓口で申告してください。